



新型コロナウイルス感染症に伴う  
事業主・中小企業向けの支援です。  
対象となる場合はぜひ活用ください。

## 個人事業主・中小企業 — 経済的支援のまとめ

### 緊急経済協力金(町)

新型コロナウイルス感染症拡大により売上が激減している飲食・宿泊業の事業者の自主的な感染拡大防止の取り組みに協力金一律10万円を支給します。

- 対象 次のすべてを満たすもの
  - ①申請時に飲食業または宿泊業を3カ月以上営む
  - ②飲食店営業または旅館・ホテル営業許可証がある
  - ③感染症拡大防止の取り組みに協力している
- 申請方法 申請書兼請求書、必要事項をそろえた封筒を郵送または、窓口の受付箱に投函してください。
- 申請期限 7月31日(金)
- 申請場所 まちづくり交流センター
- 郵送場所 大津町大津 1189-2 (大津町まちづくり交流センター内) 大津町役場商業観光課

☎ 096(293)3115

### 雇用調整助成金

業績悪化を理由に事業主が従業員を休ませた場合にその費用の一部を政府が助成する制度です。現在、特例措置が行われ、手続きなども簡素化しています。

☎ 096(312)0086

新型コロナウイルス感染症についてどこに相談して良いか迷ったら?

**事前予約制 総合相談窓口**

- 受付場所 町まちづくり交流センター
- 受付時間 午前9時～午後3時(平日のみ) ※正午から午後1時を除く

6月は週に2回  
行政書士が相談を受け付けます  
協力：熊本県行政書士会菊池支部

- 受付時間 毎週月曜日、金曜日 午前9時～午後3時(受付)

国や県の各種補助制度や、各種融資制度、外国人在留資格の取扱いなどなど、菊池地域の身近な行政書士が直接対応します。この機会にぜひご相談ください。

☎ 096(293)3277

### 新型コロナウイルス感染症対応支援金

県の制度融資を活用した、民間金融機関を通じて行う、実質無利子・無担保・据え置き最大5年の融資を実施します。また、信用保証(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の保証料を減免します。制度を利用する場合は、取引のある金融機関、または最寄りの取り扱い金融機関を相談してください。

※事業者の皆さんが支払った所定金利(1.9%以内)は、必要書類の提出後、県がキャッシュバックします。

- 対象要件 同制度でセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を活用したときに表の要件を満たせば保証料・利子の減免を行います。

利用条件	売上15%減	売上5%減
個人事業主(小規模)	保証料無・金利無	
法人、中規模事業者	保証料無・金利無	保証料1/2

- その他の要件
  - ・融資限度額 3,000万円
  - ・補助期間 保証料全期間、利子補給は3年(条件変更に伴う追加保証料は自己負担)
  - ・融資期間 10年以内(うち元本据置期間5年以内)

- ・担保なし
- ・保証人 要件を満たせば不要

- 必要書類(融資時)
    - ①金融機関必要書類
    - ②信用保証協会必要書類
    - ③市町村認定書類(法律に基づく売り上げ高減少の書類)など
- ※詳しい内容については、取引のある金融機関または商工会にご連絡ください。

- 取扱金融機関
 

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、西日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行及び十八銀行の本店

☎ 096(293)3421

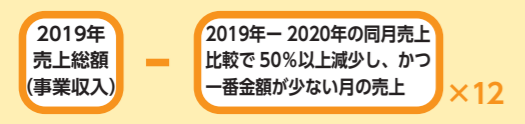
### 持続化給付金(国) (オンライン申請のみ)

感染症拡大の影響で営業自粛などにより大きな影響を受けている事業所や農林漁業者などに対して、再起の糧として事業全般に幅広く使える給付金です。

- 給付額 売上の昨年度同月減少分がもっとも多い月×12カ月分の金額が給付されます。ただし、法人の場合は200万円上限、個人は100万円が上限です。

- 支給対象 売り上げが昨年度同月比50%以上減少している資本金10億円以下の中小企業、または個人事業者(農業法人や医療法人、NPO法人などを含む)

- 支給金額算定方法



### 申請サポート会場が設置されています

自身で電子申請を行うことが困難な人のために申請サポート会場を設置しています(要予約)。

- 開催場所 熊本商工会議所6階 大会議室(熊本市)
- 予約方法
  - ①Web予約「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。
  - ②電話予約(オペレーター)午前9時～午後6時 ☎0570(077)866(休日可)

- 必要書類
  - 【中小法人など】
    - ①確定申告書類表の控え1枚
    - ※收受日付印が押されていることを確認
    - ②売上台帳や帳簿など、対象月の月間事業収入がわかるもの
    - ③法人名義の口座通帳の写し
  - 【個人事業者など】
    - ①確定申告書類
      - 2019年分の確定申告書第一表の控え1枚(收受日付印が押されているもの)
      - ※青色申告の場合は所得税青色申告決算書の控え2枚も必要です。
    - ②申請者本人名義の口座通帳の写し
    - ③本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真がある身分証明書)

※電子端末と必要書類をお持ちいただくと総合相談窓口(町まちづくり交流センター内)でも申請サポートを受けることができます。事前予約が必要です。

☎ 0570(78)3183(休日可)

### 事業継続支援金(県) 郵送申請のみ

感染症拡大の影響で営業自粛などで大きな影響を受けている事業所のうち、国の「持続化給付金」の対象にならない中小企業者(個人事業主を含む)への給付金です。※国の「持続化給付金」との重複申請はできません。

- 給付額
  - 法人 最大20万円
  - 個人事業者 最大10万円

- 支給対象 売り上げが昨年度同月比30%以上50%未満減少している資本金10億円以下の中小企業、または個人事業者

- 申請期限 令和3年1月15日(金)※予定

※必要書類などはホームページをご覧ください。  
☎ 096(213)7070

### 休業要請協力金(県) 郵送申請のみ

県では、4月21日に感染拡大防止のため、休業要請や依頼などを行ったことに伴い、条件を満たし、全面的に協力をした中小企業要請協力金一律10万円を支給します。詳しくは電話でお問い合わせください。

- 対象 次の要件をすべて満たす人
  - ①熊本県で休業要請の対象施設を運営する中小企業者(個人事業主を含む)
  - ②休業要請を実施する4月21日以前から休業要請の対象施設を必要な許認可を受けて運営している
  - ③4月22日～5月6日の休業要請期間全ての期間休業をした(正当な理由により困難だった場合は4月25日開始でも可能な場合もあります)
  - ④暴力団排除条例に規定する「暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者」ではない

- 申請方法 申請書類をそろえた上で封筒を郵送してください。感染防止の関連から窓口での受付はしていません。

- 申請期限 6月30日(火)※予定
- 郵送場所 〒862-8570 熊本県商工政策課 休業要請協力金係(住所記載不要)

- 申請書類
  - ア)申請書(県ホームページまたは町交流センターで入手可能)
  - イ)誓約書(県ホームページまたは町交流センターで入手可能)
  - ウ)休業要請前より営業実態が確認できる税務署の受付印のある確定申告書の写し
  - エ)休業状況が確認できるポスター、ホームページの写し
  - オ)口座番号が確認できる通帳などの写し

☎ 096(333)2828  
※受付時間 午前9時～午後7時(休日可)